

事業計画書 並びに収入支出予算書

社会福祉法人三浦市社会福祉協議会

令和5年度

令和5年度 重点目標
令和5年度 一般会計・公益事業特別会計及び収益事業特別会計収入支出予算書総括表
令和5年度 会計区分
令和5年度 事業計画書
令和5年度 事業区分別資金収支当初予算書（社会福祉事業）
令和5年度 事業区分別資金収支当初予算書（公益事業）
令和5年度 事業区分別資金収支当初予算書（収益事業）
令和5年度 資金収支予算総括表

目 次

1	令和5年度 重点目標	3
2	令和5年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会一般会計・公益事業特別会計及び収益事業特別会計収入支出予算書総括表	13
3	令和5年度 会計区分	14
4	令和5年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業計画書	15
5	令和5年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業区分別資金収支当初予算書（社会福祉事業）	34
6	令和5年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業区分別資金収支当初予算書（公益事業）	37
7	令和5年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業区分別資金収支当初予算書（収益事業）	38
8	令和5年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会資金収支予算総括表	39

令和5年度 重点目標

1 三浦海岸駅前に2つの施設をオープン

令和5年度は、三浦海岸駅前に居を構えた2つの拠点の真価が問われる。いわゆる「駅チカ」という立地をどう生かしたらよいかーという視点のもとに、その優位性を最大限に發揮すべく不断の努力が求められるからである。

中でもボランティアセンターを独立した一つの拠点として整備した決断には逡巡もあった。生産性という意味においては利益を生み出す可能性は限りなくゼロに近いからである。しかし「社会福祉協議会」の本質に迫ろうとするとき、「福祉活動への住民参加のための援助」は、それこそ「社会福祉協議会」の原点でもある。長きにわたるコロナ禍にあって、この原点回帰の動きは不可避であったといつてもよい。はたして、地域福祉の主体たる住民の「力」は我々の想像を遥かに超えたところで萌芽した。その一例が「東岡区」の活動である。それではこの稀有な事例はどのようにして生まれたのか？もちろん自然発生的な動きではない。決して“押し付け”ではない人為的な力が、同一区域内における市民活動に“気づき”を与えたのである。その“気づき”こそが「私たちにも出来ることがある」という心意気の端緒、原動力になった。きっかけは地域踏査による「地域診断書」にあったといえよう。この地域踏査という行為は「市民活動の促進」ないし「福祉教育」と極めて親和性が高い。地域踏査を通じて現実の市民生活に即した「生きた福祉教育」を実践することができたと自負する

し、またこれに関与しようという住民活動を促進することも叶った。それを主導したのが生活支援コーディネーターである。当法人では生活支援コーディネーターを地域包括支援センターではなくボランティアセンターの所属とした。市民活動などインフォーマルな活動と地域包括ケアシステムの構築を旨とする地域包括支援センターを有機的に結びつける役割を期待したからである。当初は、行政はおろか法人内でもこの人事は忌避的に捉えられていた。しかし、それらは全て杞憂に終わる。今では、地域踏査を通じて地域住民に寄り添い、信頼関係を築き、確かな成果をあげたこの活動は内外から高い評価を得ている。生活支援コーディネーターは「自分たちの町を再び愛することができるのか？」という問い合わせを今も真摯に続ける。それは「活気を失った町」を「安心して暮らせる町」に変換する試みに他ならない。

昨今の三浦市の状況を俯瞰してみよう。

予想を上回る人口の減少と高齢化の急速な進展によって、従来の福祉サービスだけでは解決しがたい地域的課題が顕在化している。にもかかわらず、地縁型組織は脆弱化し、問題解決の担い手となる住民の確保はいよいよもって困難度を増している。しかし、だからこそこの待ったなしの課題に取り組まねばならない。ボランティアセンターを地域住民の利便性に配慮した立地に整備した理由はそこにある。

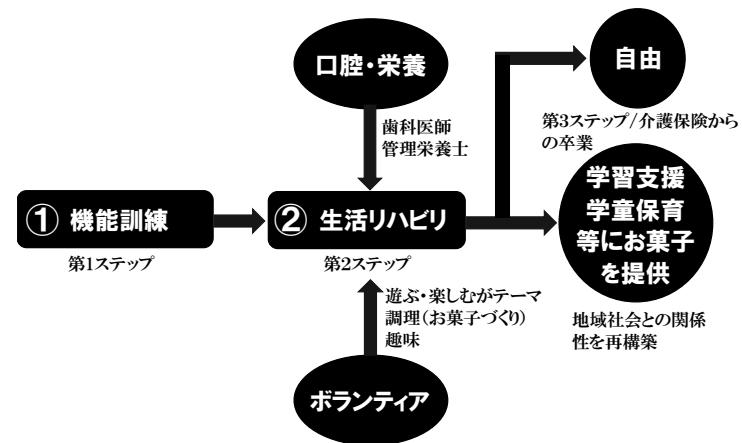
併せて、人員の補充もおこなった。生活支援コーディネーター

を長に2人の常勤スタッフを添えた決断が英断であったと信じたい。とりわけボランティアセンターのスタッフのうち1名が、介護予防プランナーであることは特筆に値する。これによってボランティアセンターは、介護問題に関する相談機能を付帯することになる。仮にボランティアセンターが地域包括ケアシステムの構築、なかでも自助、互助といった領域の強化に寄与し、一つの纏まりを形成することができたとするなら、それは共通の目的や関心をもつ人々が、自発的につくる集団や組織そのものであり、国家や制度を超えた個としての自立した立場から、自らの意思で集い、グループ化し、さらにはネットワーク化したアソシエーションとしてコミュニティと対置することになるだろう。このボランタリズムのあり方を問い合わせながら形成されたアソシエーションは、草の根民主主義の一つの結晶でもある。そしてそれはいつの日か「新しい公共」となることかもしれない。

そもそも社協は、GHQによる戦後の民主化政策のもとアメリカから民主主義の象徴として、いわゆる「6項目提案」のうちの一つ「自発的に行われる社会福祉活動に関する協議会設置」に応える形で1951年に設立された。ボランティアセンターが社協活動の原点だとする所以である。

一方で、リハビリ特化型から「遊ぶ」「楽しむ」デイサービスをコンセプトにフレイルサポートセンターを移転、新規開設した。ボランティアセンターとも至近な距離にある。我々はこのフレイルサポートセンターとボランティアセンターのタイアップを企

図している。遠くない展望として、ボランティアセンターと共に利用者によるお菓子づくりなどの調理や陶芸、絵画など趣味（あるいは生き甲斐）につながるような訓練メニューを地域のボランティアとともに開発していきたい考えである。第一ステップは文字どおり機能訓練が中心となるが、ある程度の成果が得られた段階で次のステップに移行する仕組みである。この次のステップに「遊ぶ」「楽しむ」といったコンセプトをもとに「生活リハビリ」を取り入れようというわけだ。生活リハビリとは、トイレや着替え、入浴、食事等の日常生活動作そのものをリハビリとしてとらえ、自立した生活を支援するものである。その展開図は次のとおり。



フレイルサポートセンターの様子

2 成年後見制度を取り巻く課題～中核機関事業の充実に向けて

(1)制度に対する理解

平成28年4月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が成立。翌年3月には、成年後見制度利用促進法に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定された。

後述の成年後見制度利用促進基本計画では「今後の施策の目標」として「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる」ことを掲げており、中でも市町村に次の役割を求める。

- ①地域連携ネットワークの中核機関の設置等
- ②地域連携ネットワークの設立と円滑な運営
- ③合議制の機関を活用した、市町村計画の検討・策定、地域における取組状況の点検、評価等

はたして令和4年度よりこの中核機関事業を当法人において受託するに至ったわけだが、適正なる事業運営を図るために諸種の課題があることもまた事実である。業務量に比して著しく低い受託料のことはさておき、ここでは令和5年度における取組と展望について記す。

まず「成年後見制度」について俯瞰しよう。

成年後見制度は民法に基づき、実際の手続は、家事事件手続法

および家事事件手続規則に従って家庭裁判所がおこなうものである。後見登記は、後見登記等に関する法律による。ちなみに、市区町村長申立の根拠は、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）になる。

法的根拠だけでもこれだけあるわけだから成年後見制度の敷居はおのずと高くなろうというものである。事実、事務手続きは煩雑だし、経済的負担も少なくない。また、施設職員・行政職員・各相談機関職員といった支援関係者の制度に関する知識や理解度、そして、経験値には個人差があり、「権利擁護」を踏まえた適切な支援に結実させるためには課題があることもまた事実である。なかでも「後見人」を「身元保証人」と勘違いしているような医療機関、福祉施設は少なくない。これでは誰のための制度なのかわからない。消費トラブルを未然に防ぐための売り手のための制度になりかねない危険性すら孕んでいる。制度の理解を深める際には、こうした誤解も解消していかなければならない。

平成29年度に厚労省がおこなった「医療現場における後見制度への理解及び身元保証人を求める役割等の実態把握に関する研究」によると、65%もの医療機関において入院時に身元保証人を求める運用をおこなっており、身元保証人がいない場合には入院を拒絶すると回答した医療機関も存在していたようだ。このような状況を受けて、厚労省は平成30年4月に通達により、身元保証人等がいないことのみを理由に入院を拒否することは「医師法19条1項に抵触する」との公式見解を示した。つまり、身寄り

のないことを理由として入院を拒絶することは明確な医師法違反（違法行為）に該当するのである。また、厚労省は、福祉施設においても、「法令上は身元保証人等を求める規定はなく（中略）入院・入所希望者に身元保証人等がいないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない」との見解も併せて示した（厚労省平成30年8月30日付「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポートの事業に関する相談への対応について」より）。

当法人では、農漁村的な互助関係の強い三浦市にあって、例えば市民後見人の育成が可能なのか - とこれまでも自問してきたわけだが、それ以前に支援者側の制度に対する理解度や意識を変えていくことが優先的な課題となっている - というわけだ。こうした課題を一つひとつ解消しなければ制度の利用促進など図れるはずもない。

（2）支援者の連携強化

一方で、制度を含む権利擁護に関する相談窓口が不明確で「どこに相談したらいいのかわからない」 - といった声もある。しかし、それが事実だとするなら市内の地域包括支援センターはこれまで何をやってきたのだろう？成年後見制度の適正利用や制度普及は地域包括支援センターの重要な役割の一つのはずだからである。

自省を込めて言うならば、ここでいう「中核機関」の機能や役

割に「今さら」感は否めない。事実、当法人の「地域福祉活動計画」では成年後見制度の利用促進をここ10数年来の課題としてきた経緯もある。

他方、重層的な相談窓口の設置や支援機関の連携なくして「中核機関」が絵にかいた餅になることは明らかである。中核機関が設置されたのだから「後見に関する相談は中核機関に繋げておけばよい」などといった安直な考えでは、「中核機関」はその役割を果たすことはできないだろう。それぞれの相談機関はその職責において成年後見制度と対峙しなければならない。「中核機関」はそうした試みに寄り添う組織なのではないだろうか。次いで制度の利用に係る経済的な負担の軽減や将来的な成年後見制度の担い手の確保、後見人の権利擁護意識や福祉的視点の向上といった課題が顕在化している。

（3）三浦市における後見人像

誤解を恐れずにいいうなれば、成年後見制度は権利擁護における一つの手段に過ぎない。被後見人が住み慣れた地域社会の中でその人らしく（自己実現）生活できるようにすることが何よりも大切である。

被後見人本人の意思決定支援と身上保護を重視した運用

したがって三浦市では、被後見人本人の意思決定支援と身上保

護を重視した制度運用をめざすべきだと考える。さらに踏み込んでいなれば、複数の支援の目が当該者に注がれ、支援者間の統制が確立し、かつ適正な意思決定支援のもとに生活を維持するための諸種の契約行為ができているならば、何も成年後見制度の利用に拘る必要ないとも考えている。

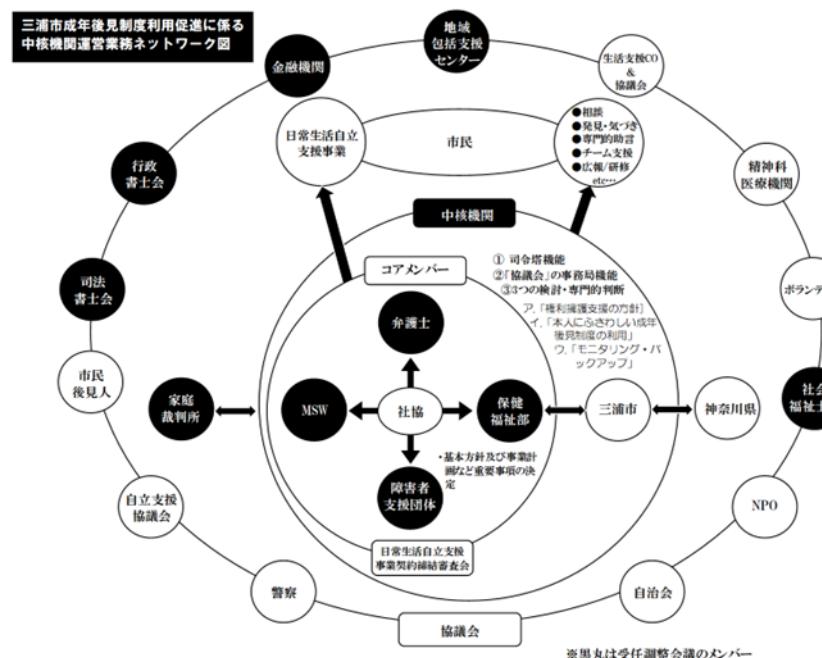
(4)令和5年度の事業計画

①三浦市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進法第14条第1項では、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされている。しかしながら、三浦市にはまだこの計画がない。令和5年度は是非とも計画策定に着手していただきたいと考える。もちろん中核機関もその中枢で作業にあたりたいし、委員会方式での策定ということであれば、当法人が独自に組織したコアメンバーがその構成員となることも考えられるのではないだろうか？コアメンバーとは、中核機関運営業務における基本方針や事業計画など重要事項を決定するため、識者で構成する意思決定機関である。このコアメンバーは日常生活自立支援事業の契約締結審査会を兼ねており、利用者のスクリーニングなどもおこない適正なるサービスの利用に繋げたい考えである。

ともあれ、それぞれの地域の実情に応じた成年後見制度の利用促進を目的とした環境整備を進めるためには、三浦市でも一定の期間を定めて府内外の関係部署・機関と検討を重ねるとともに、三浦市

における総合計画や他の関連分野の計画と、計画そのものの位置付けや記載内容の整合を図りながら計画を策定すること、そしてその運用を点検、評価しながら、地域に根付いた制度にすることが重要である。計画はこうしたプロセスを確実に進めるための手段として有効であり、成年後見制度利用促進基本計画が求める「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できる」制度の利用促進を目的とした環境整備という目標の達成に向けた重要な手段として取り組むことに寄与するものと考える。



成年後見制度利用促進法 抜粋

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

②協議会の設置

地域連携ネットワークの基本的仕組みとして、各地域において各種専門職団体・関係機関が参加し、協力・連携強化を協議する「協議会」等の体制をつくり、地域課題の検討・調整・解決などを行うことが必要とされている。この「協議会」等に自治体、専門職団体、家庭裁判所、関係機関が関わり、適切に運営していくためには、事務局の機能が重要であり、地域連携ネットワークの中核となる機関としての中核機関が、協議会の事務局機能を担うことが適切と考えられる。当法人では、この協議会の核たる部分に前述のコアメンバーに据えたいと考えている。

協議会は、成年後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体である。「地域連携ネットワーク」の機能・

役割が適切に發揮・発展できるよう、専門職団体など地域の関係者が連携し、地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する場になる。中核機関がその事務局を務めることになる。中核機関や地域連携ネットワークの活動をサポートするとともに、それらの活動のチェック機能も担わねばならない。主に自治体圏域～広域圏域で設立運営されることが想定されている。

③受任調整会議の設置

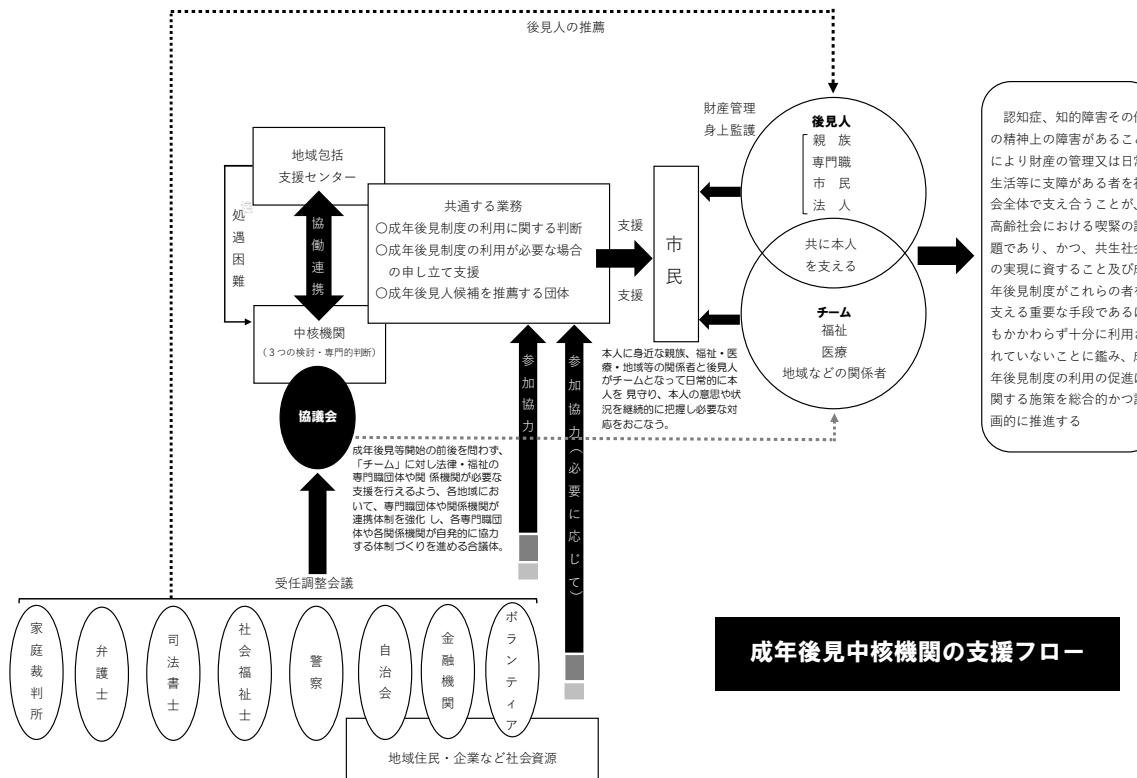
中核機関には、地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」が求められている。

「3つの検討・専門的判断」とは、支援過程において重要な判断を要する「支援方針」、「候補者推薦」、「モニタリング・バックアップ」について検討・判断し、個別のチームを支援する仕組みを指す。

④地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークは、本人を後見人とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」等という2つの基本的仕組みを有するものとされ、こうした地域連携ネットワークを整備し適切に協議会等を運営していくためには、「中核機関」が必要であるとされる。ケアマネジャーが中心となって開催する「担当者会議」をイメージすればいいかもしれない。既存の仕組みを無駄なく活用することも中核機関の重要な役割のひとつである。「担当者会議」→「チーム」、地域包括ケアシステムにおける「協議体」→「協議会」といった具合に。但し、それには前提条件がある。それぞ

の会議や組織がきちんとその機能を果たしていることがそれだ。アリバイづくりのような名目上の会議であったり組織では何の意味もない。中核機関の活動を既存の仕組みを活性化させる可能性をも秘めている。



チームとは、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や

状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み。基本的には、日常生活圏域（場合によっては自治体圏域）で完結する場合が多いと思われている。

⑤教育

そこで令和5年度は、市民的な啓発活動に優先して相談機関の職員など「専門職」を対象とした研修に力を入れていきたいと考えている。

3 看護小規模多機能型居宅介護事業

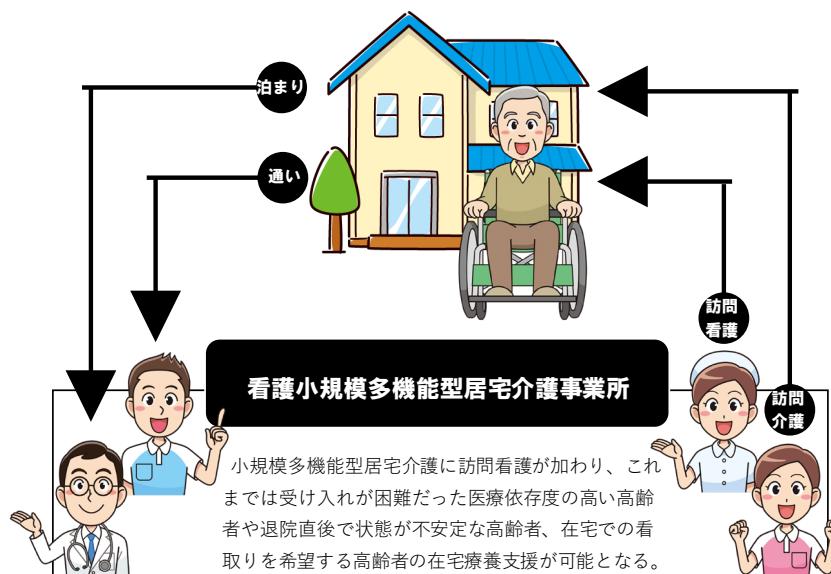
当法人では、令和5年度における新規事業として看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設をめざしている。

看護小規模多機能型居宅介護事業とは、文字どおり住み慣れた地域社会、住まいにおいて、在宅療養を余儀なくされた当該者の支援を目的に、2012年に創設された「看護」と「介護」を一体的に提供する事業である。これまで当法人では「小規模多機能型居宅介護事業」を先駆的に運営してきたわけだが、同事業を実施することによって、これに「訪問看護」を組み合わせ、「通い」、「泊まり」、「訪問介護」、

「訪問看護」サービスを一体的に提供することが可能となる。

いわゆる医療依存度の高い要介護高齢者に対応できる意義は大きい。これまで成しえなかつた在宅での看取りや住み慣れた「我が家」での療養支援がこれまで以上に容易となるからだ。そしてそれは、当法人にとって悲願でもあった。

当法人ではイギリスの社会保障政策になぞらえて「ゆりかごから墓場まで/ from the cradle to the grave」をひとつのスローガンとして掲げている。地域住民のあらゆる世代にコミットメントしようとすれば、当然それは社会福祉協議会としてもめざすべき「姿」となる。もとより、国民皆保険を基幹とする我が国にとってこの政策が大きな指針となっていることは周知の事実であ



る。

当法人では児童発達支援事業を実施するようになってから、看取り支援までを可能とする「看護小規模多機能型宅介護事業」に意欲を示してきた。しかしながら深刻な看護師不足がそれを許さなかった。今般、看護小規模多機能型宅介護事業を実施するに必要な最低限の人材を確保できたことから、その実施に踏み切ることにしたわけだが、これによって出生から人生の終末期に至るまで一貫した支援体制を構築されることになる。

とはいっても、この事業、医療処置も含めた多様なサービス（「通い」「泊まり」「訪問介護」「訪問看護」）を24時間365日提供しなければならないので、職員の負担は倍増することになる。適正なる研修機会の確保を含め、これに従事する職員の負担軽減を意図した環境の整備は急務の課題となるだろう。また、安定したマンパワーの確保も求められる。こうした山積する課題に臆することなく果敢に挑戦していきたい。

4 地域福祉活動計画の策定

令和5年度は、第4次三浦市地域福祉活動計画の計画期間最終年度にあたることから、次期計画を当該年度中に策定しなければならない。

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が主体となって策定する計画であるが、努力義務化さ

れた行政の「地域福祉計画」のように明確な法的根拠を持っているわけではない。それでもこの計画を策定する意義は、目まぐるしい社会情勢の変化や法制度の改変、そこから生まれた新たな課題や社会ニーズに対応する必要に迫られているからだ。地域福祉活動計画を策定するには、地域住民による創造性の発揮や協働に基づいて、地域の価値観や長期的な目標を明確に定め、地域の取るべき方向性を具現化していくことが、地域社会に存在する諸課題の解決につながるという信念が込められている。鳥瞰的な視点とともに、地域社会を取り巻く、自然環境や産業、人口属性などの複雑な地域特性をふまえた上で、地域住民の目線に合わせ、日々安心感のある生活を送ることができるように、きめ細やかな社会システムの構築を進める必要があるということだろう。

地域福祉活動計画の策定によって、地域を基盤とする包括的支援の強化を試みようというわけだ。「地域を基盤とする包括的支援の強化」とは、すなわち、地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者や子どもなど生活上の困難を抱える当該者が、住み慣れた地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支えあいと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制のことである。これを切れ目のない支援によって実現しようというのが「地域福祉活動計画」の本質である。

件のコロナ禍にあって、地域住民との接触機会は制限されてきたが、一方で生活支援コーディネーターによる「地域踏査」で

得た経験は今もなお有用である。この経験を最大限にいかした「三浦市地域福祉活動計画」の策定に取り組みたいと考えである。

5 アフターコロナにおける福祉イベントの再開

来たる5月8日、新型コロナウイルスが「5類感染症」に移行し、入院措置や外出自粛などは求められなくなる。これに伴い、これまで開催を自粛してきた各種福祉イベントについても徐々に再開していきたいと考えている。しかし、ただ単に再開ということではなく、受益者負担の原則も踏まえながらスクラップ・アンド・ビルトの視点にたって旧来のイベントを再構築していきたい意向である。

一方で、コロナ禍における活動自粛や対面交流の制限に伴い、高齢者の社会的孤立や介護リスクの高まりなど健康二次被害が危惧されてきた。そうした中で光明を見出したのが地域住民による小規模な「まとまり」を単位とした未病サロンである。小規模であるがゆえに仮に感染したとしても被害を最小限にとどめ、個々の感染対策についてもより徹底することができる。何よりも顔見知りによる集いとなるので、感染経路の把握も容易であろう。また、常日頃の友交が、相互に、かつ早期に相手の体調不良をキャッチできるというメリットもある。

ともあれ、引き続きアフターコロナ時代の地方都市型介護予防のモデルづくりとその効果検証についても取り組んでいきたい考えである。

以上 5 つの事業を重点事業と定めたうえで、令和 5 年度事業に
邁進したい考えである。

令和 5 年 3 月
社会福祉法人三浦市社会福祉協議会
会長 川崎 喜正

令和5年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会
一般会計・公益事業特別会計及び収益事業特別会計収入支出予算書総括表

(単位：千円)

会計区分	事業活動による 収入	事業活動による 支出	その他活動による 収入	その他活動による 支出	施設整備等による 収入	施設整備等による 支出	差引金額
一般会計	466,478	450,962	59,546	69,177	2,417	7,032	1,270
公益事業特別会計	15	3,001	2,986	0	0	0	0
収益事業特別会計	6,720	0	0	6,720	0	0	0
合 計	473,213	453,963	62,532	75,897	2,417	7,032	1,270

令和5年度会計区分

事業区分	拠点区分	サービス区分	サービス区分の細区分	事業内容
社会福祉事業区分	地域福祉推進事業拠点区分	法人運営事業	法人運営事業	▼理事会・評議員会▼人件費
			調査研究企画広報事業	▼三浦市民生活向上会議▼社協みうらの発行▼ホームページの運営
			基金運営事業	▼老人福祉振興基金▼地域福祉振興基金▼三浦市地域福祉センター修繕等基金
		地域福祉推進事業	三浦市社会福祉協議会会館運営事業	▼安心館▼暖館
			ボランティアセンター運営事業	▼ボランティアセンターの運営▼ボランティア・市民活動助成金の配分▼地域福祉推進モデル事業▼生活支援コーディネーター配置
			障害児者余暇支援事業	▼障害児者乗馬訓練（かっぽの会）▼皆で海に親しむ会▼セッション（ダンス教室）▼夏のバーベキュー大会
			援護事業	▼災害緊急援護事業▼交通遭児援護事業▼行路人援護事業▼肢体不自由児入浴サービス事業▼生活困窮者就労支援事業▼生活困窮者食糧支援事業
		人材育成研修事業	介護職従事者等人材育成・研修センター運営事業	▼組織内職員の研修▼組織外職員の研修
		共同募金配分金事業	共同募金配分金事業	▼共同募金配分金事業
		老人クラブ連合会事務事業	老人クラブ連合会事務事業	▼老人クラブ連合会事務事業
		総合相談支援事業	「安心館」運営事業	▼地域包括支援センター「おまかせ」 ▼居宅介護支援事業所「アンド」
			相談支援事業	▼相談支援事業所「エール」
			三浦市権利擁護センターいっしょ運営事業	▼法人後見事業▼日常生活自立支援事業▼生活福祉資金の貸付事業 ▼生活困窮者自立支援法事業▼成年後見中核機関事業
	介護保険事業拠点区分	介護保険事業	介護予防等デイサービス事業	▼それいけ！デイサービスセンター（兼C型） ▼どんどん！デイサービスセンター ▼フレイルサポートセンター
			小規模多機能型居宅介護事業	▼小規模多機能型居宅介護事業所「湯ごころ」 ▼小規模多機能型居宅介護事業所「はつらつ」 ▼訪問看護併設看護小規模多機能型居宅介護事業所「湯ごころ」
			障害児者自立支援事業拠点区分	▼障害者就労支援事業 ▼障害者テイサービス事業 ▼児童テイサービス事業
			障害児者自立支援事業	▼就労支援センター「どんまい」（就労継続支援B型） ▼障害者リハビリテイサービス「ゆずりハ」
			児童テイサービス事業	▼児童発達支援事業所「HUGくみ」
公益事業区分	公益事業拠点区分	公益事業	未病センター運営事業	▼三浦市社協未病センター運営事業
			CHO構想推進事業	▼三浦市社会福祉協議会CHO構想推進事業
収益事業区分	収益事業拠点区分	安心館貸館事業	安心館貸館事業	▼安心館貸館事業

令和5年度 社会福祉法人三浦市社会福祉協議会事業計画書

■地域福祉推進事業拠点区分

法人運営事業

(単位:千円)

事業の概要			
	<p>三浦市社会福祉協議会は、特定の対象者や地域だけではなく、幅広く地域福祉を推進する「高い公共性」と「自主性」を併せ持つ団体として、市民各層からのご参画を得て、その運営にあたっています。実際にその運営に携わるのは、理事 8 名、監事 3 名、そして、評議員 13 名の総勢 24 名です。理事は、経営の執行責任を担い、監事は、業務の執行状況や財産の状況などを監査します。そして、評議員が、理事の選任や決算の承認などの重要事項を議決することとなります。なお、理事（常勤者を除く）、評議員、監事は、無報酬となっており、運営の財源は、会費と三浦市からの補助金、そして介護報酬などで賄われています。理事会の補助機関としての役割を担う事務局では、会員の増強、受配、三浦市社会福祉協議会会館（安心館・暖館）の運営、社会福祉大会の実施、苦情処理委員会の設置・運営といった役割を担うと共に CHO（健康管理最高責任者）構想の実現をめざします。</p>		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	41,550	△11,003	
支 出	52,553		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	14,320	11,003	<p>基金運営より 680/共募より 1,000/人材育成より 115/それいけより 2,070/どんどんより 2,000/看多機湯ごろより 4,000/はつらつより 2,088/どんまいより 455/ゆずりハより 912/HUG くみより 1,000</p>
支 出	3,317		

調査研究企画広報事業

(単位:千円)

事業の概要	(1) 三浦市民生活向上会議 住民主体の地域福祉活動を推進するために「三浦市地域福祉活動計画」の進捗状況の管理や地域の課題の解決にむけて活動する三浦市民生活向上会議を組織・運営しています。また、本会議をより効果的に推進するため、「活動評価促進部会」、「福祉のまちづくり検討部会」、「ボランティア活動推進部会」の3つの部会を設けています。		
	(2) 社協みうらの発行 紙媒体による情報発信として「社協みうら（広報誌）」を発行しています。奇数月に発行し、各事業報告や、地域のさまざまな社会福祉活動を紹介。ウェブサイトでもバックナンバーをご覧いただけます。また、ボランティアサークル「ひばりの会」による最新号の音訳もお聴きいただけます。		
	(3) ホームページの運営 写真や動画を満載したホームページを開設し、鮮度の高い情報をタイムリーに供給します。		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	0	△2,285	
支 出	2,285		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	2,285	2,285	看多機湯ごころより 2,285
支 出	0		

基金運営事業

(単位:千円)

事業の概要	(1) 老人福祉振興基金 (2) 地域福祉振興基金 (3) 三浦市地域福祉センター修繕等基金		
	高齢化の進展を睨んで初代会長が創設した老人福祉振興基金・地域福祉振興基金及び三浦市地域福祉センター修繕等基金の造成に努めます。		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	681		
支 出	0	681	
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0		
支 出	0	0	
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0		
支 出	680	△680	法人運営事業へ 680

三浦市社会福祉協議会会館運営事業

(単位:千円)

事業の概要	三浦市社会福祉協議会が自己所有する「三浦市社会福祉協議会安心館」と「共生サービスセンター暖館」は、地域福祉の総合拠点として、市民の皆様から親しまれています。		
	事業活動収支		備考
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	100		
支 出	7,901	△7,801	
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0		
支 出	4,615	△4,615	
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	12,416		
支 出	0	12,416	安心館貸館事業より 6,720/はつらつより 621 それいけ！より 1,725/ゆずりハより 1,625/HUG くみより 1,725

ボランティアセンター運営事業

(単位:千円)

事業の概要	<p>三浦市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティア・市民活動の振興に寄与すべく①情報サービス（情報の収集と提供）②アドバイザリー・サービス（相談助言活動）③コーディネーション・サービス（需給調整活動）④学習プログラム・サービス（学習支援活動）⑤活動プログラム・サービス（活動メニューの開発と提供活動）⑥ネットワーキング・サービス（活動者・組織間の連携促進活動）⑦拠点サービス（活動拠点や資・機材の提供活動）⑧マネージメント・サービス（活動者の組織運営支援活動）⑨研究情報サービス（調査研究活動）⑩アドボカシー・サービス（社会提案への支援活動）を提供するなどして総合的にボランティア・市民活動を支援しています。</p> <p>この他に、ボランティアセンターが取り扱う主な業務は以下のとおりです。</p> <p>(1) ボランティア・市民活動助成金の配分 (2) 地域福祉推進モデル事業の実施 (3) 各種ボランティア講座</p> <p>令和5年度も引き続き、生活支援コーディネーターをボランティアセンターの職員として位置づけ、地域包括支援センターとともに地域サロンの開設・支援や地域包括ケアシステムの構築に関わる諸事業を実践します。なお、N P O 法人スローハンド（認知症高齢者対応型通所介護事業所ぶらい庵）の2階部分を間借りし、ここを三浦市ボランティアセンターの支所として位置づけ、当該地域における市民活動の活性化をめざします。</p> <p>なお、ボランティアセンターに関しては、三浦海岸駅前という好立地に移転。更なる市民活動の促進を目指します。</p>		
	事業活動収支	収支差額	備考
収 入	785	△15,847	
支 出	16,632		
施設整備などによる収支			備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支			備考
収 入	16,538	15,847	共募より 1,372/法人運営より 1,000/老人クラブより 1,226/フレイルより 312/それいけより 3,275/どんどんより 2,000/看多機湯ごころより 1,628/はつらつより 912/どんまいより 2,000/ゆずりハより 2,000/HUGくみより 813
支 出	691		

障害児者余暇支援事業

(単位:千円)

事業の概要	(1) 障害児者乗馬訓練（かっぽの会）		
	(2) 皆で海に親しむ会		
	(3) セッション（ダンス教室）		
	(4) 障害児夏のバーベキュー大会		
	事業活動収支	収支差額	備考
収 入	83	△628	
支 出	711		
	施設整備などによる収支	収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
	その他活動による収支	収支差額	備考
収 入	628	628	共募より 628
支 出	0		

援護事業

(単位:千円)

事業の概要	(1) 災害緊急援護事業（災害時に被災者に見舞金を支給します。） (2) 交通遺児援護事業（交通事故により、保護者が死亡または重度障害者になった交通遺児に対し激励金を支給します。） (3) 行路人援護事業（市内を徘徊する金銭を所持しない住所不定者に運賃等を交付します。） (4) 肢体不自由児入浴サービス事業 (5) 生活困窮者就労支援事業 (6) 生活困窮者食糧支援事業		
	事業活動収支	収支差額	備考
	収 入 0	△700	
	支 出 700		
	施設整備などによる収支	収支差額	備考
	収 入 0	0	
	支 出 0		
	その他活動による収支	収支差額	備考
	収 入 700	700	共募より 700
	支 出 0		

介護職従事者等人材育成・研修センター運営事業

(単位:千円)

事業の概要	事務局（三浦市社会福祉協議会安心館）内に介護職従事者等人材育成・研修センターを設置し、体系的・継続的に介護職従事者等の福祉人材を養成し、また、当該者のスキルアップに寄与するような研修機会を設けていきます。		
	事業活動収支	収支差額	備考
	収 入 535	115	
	支 出 420		
	施設整備などによる収支	収支差額	備考
	収 入 0	0	
	支 出 0		
	その他活動による収支	収支差額	備考
	収 入 0	△115	法人運営へ 115
	支 出 115		

共同募金配分金事業

(単位:千円)

事業の概要		共同募金の配分金を広く用いて、ボランティア活動の促進や障害児者の余暇支援など、地域福祉事業を推進します。共同募金の配分金は、三浦市社会福祉協議会にとって最も優良な財源の一つです。	
	事業活動収支	収支差額	備考
収 入	5,838		
支 出	0	5,838	
	施設整備などによる収支	収支差額	備考
収 入	0		
支 出	0	0	
	その他活動による収支	収支差額	備考
収 入	0		
支 出	5,838	△5,838	法人運営事業へ1,000/ボラセンへ1,372/余暇支援へ628/援護へ700/未病センターへ2,138

老人クラブ連合会事務事業

事業の概要		三浦市老人クラブ連合会は、発足当初から「健康」「友愛」「奉仕」の活動に取り組んできました。その活動理念が当法人の地域福祉推進上の理念と合致することから、団体事務を受任し、明るく、豊かで活力のある超高齢社会の実現に向けて取り組んでいます。	
	事業活動収支	収支差額	備考
収 入	1,226		
支 出	0	1,226	
	施設整備などによる収支	収支差額	備考
収 入	0		
支 出	0	0	
	その他活動による収支	収支差額	備考
収 入	0		
支 出	1,226	△1,226	ボラセンへ1,226

安心館運営事業（地域包括支援センター「おまかせ」）

(単位:千円)

事業の概要	介護保険法に基づいて、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的におこなう「地域包括支援センター」を運営します。令和5年度も引き続き、生活支援コーディネーターをボランティアセンターに配置し、協働して地域包括ケアを推進します。		
	事業活動収支	収支差額	備考
収 入	35,350		
支 出	38,050	△2,700	
	施設整備などによる収支	収支差額	備考
収 入	0		
支 出	0	0	
	その他活動による収支	収支差額	備考
収 入	4,950		
支 出	2,250	2,700	アンドより 1,186/HUG くみより 3,764

安心館運営事業（居宅介護支援事業所「アンド」）

(単位:千円)

事業の概要	介護保険法に基づき、介護利用者が適切に介護サービスを利用できるようにするために、利用者の依頼のもと、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅介護サービスの計画を立案するサービスをおこないます。		
	事業活動収支	収支差額	備考
収 入	30,216		
支 出	28,014	2,202	
	施設整備などによる収支	収支差額	備考
収 入	0		
支 出	0	0	
	その他活動による収支	収支差額	備考
収 入	0		
支 出	2,202	△2,202	おまかせへ 1,186

相談支援事業（相談支援事業所「エール」）

(単位:千円)

事業の概要	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、利用者が適切に障害福祉サービスを利用できるようにするために、利用者の依頼のもと、相談員が障害福祉サービスの計画を立案するサービスをおこないます。		
	事業活動収支	収支差額	備考
収 入	5,890	△4,298	
支 出	10,188		
	施設整備などによる収支	収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
	その他活動による収支	収支差額	備考
収 入	4,819	4,298	看多機湯ごころより 100/はつらつより 1,000/ どんまいより 753/ゆずりハより 808/HUG く みより 2,158
支 出	521		

三浦市権利擁護センター「いっしょ」運営事業

①法人後見事業

(単位:千円)

事業の概要		当法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下、「成年後見人等」といいます。）になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援をおこないます。	
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	720		
支 出	0	720	
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0		
支 出	0	0	
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0		
支 出	720	△720	生活困窮へ 720

②日常生活自立支援事業

(単位:千円)

事業の概要		認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等をおこないます。	
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	2,406		
支 出	2,226	△180	
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0		
支 出	0	0	
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	94		
支 出	274	△180	どんどん！より 94

③生活福祉資金の貸付事業

(単位:千円)

事業の概要		「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。	
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	916		
支 出	966	△50	
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0		
支 出	0	0	
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	50		
支 出	0	50	どんどん！から 50

④生活困窮者自立支援法事業

(単位:千円)

事業の概要		①自立相談支援事業②就労促進のための支援事業③家計相談支援事業④貧困の連鎖の防止のための学習支援（ゆうあい三浦塾）⑤その他地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する事業⑥緊急支援物資給付事業をおこないます。	
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	5,000		
支 出	6,081	△1,081	
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0		
支 出	0	0	
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	1,446		
支 出	365	1,081	法人後見事業より 720/フレイルより 726

⑤成年後見中核機関事業

事業の概要	引き続き、中核機関事業を受託し、成年後見制度の理解と利用促進をめざします。		
	事業活動収支	収支差額	備考
収 入	1,109	△954	
支 出	2,063		
	施設整備などによる収支	収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
	その他活動による収支	収支差額	備考
収 入	954	954	看多機湯ごろより 887/はつらつより 67
支 出	0		

■介護保険事業

介護予防等デイサービス事業（それいけ！デイサービスセンター）

(単位:千円)

事業の概要	一日滞在型のリハビリデイサービス事業を実施します。 理学療法士、看護師、管理栄養士、歯科医師などが①口腔機能向上②栄養改善③運動器機能改善④個別機能訓練を実施します。 また、障害児を対象とした「共生型児童発達支援」や障害者を対象とした「共生型生活介護」、高齢者の介護予防を目的とし運動器の機能向上や栄養改善等をおこなう「通所型サービスC」を実施します。		
	事業活動収支	収支差額	備考
収 入	44,870		
支 出	36,564	8,306	
	施設整備などによる収支	収支差額	備考
収 入	0		
支 出	0	0	
	その他活動による収支	収支差額	備考
収 入	0		
支 出	7,666	△7,666	法人運営事業へ 2,070/会館運営（暖館）へ 1,725/ボラセンへ 3,275/湯ごころへ 346

介護予防等デイサービス事業（どんどん！デイサービスセンター）

(単位:千円)

事業の概要	介護保険からの卒業を目標に、1日2回の入れ替え方式でリハビリ特化型デイサービスを実施します。 理学療法士、看護師、管理栄養士、歯科医師などが①口腔機能向上②栄養改善③運動器機能改善④個別機能訓練を実施します。		
	事業活動収支	収支差額	備考
収 入	40,188		
支 出	34,769	5,419	
	施設整備などによる収支	収支差額	備考
収 入	0		
支 出	0	0	
	その他活動による収支	収支差額	備考
収 入	0		
支 出	4,790	△4,790	法人運営事業へ 2,000/ボラセンへ 2,000/日常 へ 94/福祉資金へ 50/未病センターへ 108/CHO へ 30

介護予防等デイサービス事業（フレイルサポートセンター）

(単位:千円)

事業の概要		令和4年2月に移転し、リハビリ特化型から、「遊ぶ」「楽しむ」をコンセプトとしたデイサービスにリニューアルしました。	
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	21,604		
支 出	19,763	1,841	
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0		
支 出	0	0	
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0		
支 出	1,841	△1,841	ボラセンへ 312/困窮へ 726/未病センターへ 119

小規模多機能型居宅介護事業（はつらつ）

(単位:千円)

事業の概要		三浦市社会福祉協議会安心館において、介護保険法に基づき実施している小規模多機能型居宅介護支援事業は、デイサービスの利用者が訪問サービスやショートステイといったサービスを包括的に利用できるサービスです。25名を定員とし、小規模で細かいサービスを提供します。	
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	56,766		
支 出	51,281	5,485	
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0		
支 出	0	0	
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0		
支 出	5,485	△5,485	法人運営事業へ 2,088/会館運営（安心館）へ 621/ボラセンへ 912/エールへ 1,000/中核機関へ 67/未病センターへ 109

小規模多機能型居宅介護事業（湯ごころ）

(単位:千円)

事業の概要	三浦市社会福祉協議会安心館において、介護保険法に基づき実施している小規模多機能型居宅介護支援事業は、デイサービスの利用者が訪問サービスやショートステイといったサービスを包括的に利用できるサービスです。25名を定員とし、小規模できめ細かいサービスを提供します。なお、本事業所を保険者の指導に基づき、令和5年度中に看護型に切り替える予定です。		
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	13,284	△13	
支 出	13,297		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	346	13	それいけより 346
支 出	333		

訪問看護併設看護小規模多機能型居宅介護事業（湯ごころ）

(単位:千円)

事業の概要	住み慣れた地域社会、住まいにおいて、在宅療養を余儀なくされた当該者の支援を目的に、「看護」と「介護」を一体的に提供する事業を実施する予定です。		
事業活動収支		備考	
収 入	52,999	10,520	
支 出	42,479		
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	2,417	0	
支 出	2,417		
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0	△10,520	法人運営事業へ4,000/調査研究へ2,285/ボランティアへ1,628/エールへ100/中核機関へ887/湯ごころへ346
支 出	10,520		

■障害児者自立支援事業

障害者就労支援事業（就労支援センターどんまい 就労継続支援B型事業）

(単位:千円)

事業の概要	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援をおこないます。管理栄養士を中心に、高齢者の「食」・「栄養」の問題にも積極的に関与し、障害者が高齢者を支える“仕組み”づくりを構築したいと考えています。障害があっても社会の一員として、「社会に貢献している」という職業人としての“誇り”を個々の利用者が持てるよう支援するためです。具体的には、生活支援コーディネーター（ボランティアセンター所属）との連携によって、栄養問題を抱える高齢者に「配食」サービスを提供するなど「地域包括ケアシステム」の推進にも寄与していきます。		
事業活動収支	収支差額	備考	
収 入	32,923	4,394	
支 出	28,529		
施設整備などによる収支	収支差額	備考	
収 入	0	0	
支 出	0		
その他活動による収支	収支差額	備考	
収 入	0	△4,394	法人運営へ 455/ボラセンへ 2,000/エールへ 753/未病センターへ 482
支 出	4,394		

障害者デイサービス事業（障害者リハビリディサービスゆずりハ）

(単位:千円)

事業の概要	障害者総合支援法に基づき、創作活動やレクリエーション、年数回の社会適応訓練や身体状況に応じた入浴等のデイサービスを提供しています。また、専門職の機能訓練によって、より地域生活を豊かにしていただけるよう支援していきます。		
	事業活動収支	収支差額	備考
収 入	31,040		
支 出	25,438	5,602	
	施設整備などによる収支	収支差額	備考
収 入	0		
支 出	0	0	
	その他活動による収支	収支差額	備考
収 入	0		
支 出	5,602	△5,602	法人運営へ 912/会館運営（暖館）へ 1,625/ボラセンへ 2,000/エールへ 808/

児童デイサービス事業（児童発達支援事業所 HUG くみ）

(単位:千円)

事業の概要	放課後等児童デイサービス事業とは、児童福祉法に基づいて実施する発達支援事業と放課後等デイサービスの総称で、これを共生サービスセンター暖館において実施します。 学校・家庭とは異なる第三の「居場所」として子どもたちの成長を支援します。		
	事業活動収支	収支差額	備考
収 入	40,399		
支 出	30,052	10,347	
	施設整備などによる収支	収支差額	備考
収 入	0		
支 出	0	0	
	その他活動による収支	収支差額	備考
収 入	0		
支 出	10,347	△10,347	法人運営へ 1,000/会館運営（暖館）へ 1,725/ ボラセンへ 813/おまかせへ 3,764/エールへ 2,158

■公益事業拠点区分

未病センター運営事業

(単位:千円)

事業の概要	事業活動収支		
	収入	支出	収支差額
	15	2,971	△2,956
施設整備などによる収支			収支差額
収入	0		
支出	0		0
その他活動による収支			収支差額
収入	2,956		
支出	0		2,956
			共募より 2,138/フレイルより 119/どんどん!より 108/はつらつより 109/どんまいより 482

CHO 構想推進事業

(単位:千円)

事業の概要	事業活動収支		
	収入	支出	収支差額
	0	30	△30
施設整備などによる収支			収支差額
収入	0		
支出	0		0
その他活動による収支			収支差額
収入	30		
支出	0		30
			どんどん!より 30

■収益事業拠点区分

安心館貸館事業

(単位:千円)

事業の概要		三浦市社会福祉協議会安心館の一部を民間の介護保険事業者に賃貸し、その収益の全額を地域福祉推進事業に還元します。	
事業活動収支		収支差額	備考
収 入	6,720		
支 出	0	6,720	
施設整備などによる収支		収支差額	備考
収 入	0		
支 出	0	0	
その他活動による収支		収支差額	備考
収 入	0		
支 出	6,720	△6,720	会館運営（安心館）へ 6,720

事業区分別 資金収支当初予算書
令和5年4月

法人：社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会
事業：社会福祉事業

1 / 5

(単位：千円)

勘定科目	前年度予算額	当初予算額	増減	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
会費収入	3,150	2,500	△650	
会費収入	2,800	2,200	△600	
賛助会費収入	350	300	△50	
寄附金収入	100	51	△49	
寄附金収入	100	1	△99	
経常経費寄附金収入	0	50	50	
経常経費補助金収入	45,153	45,291	138	
三浦市補助金収入	40,553	39,453	△1,100	
共同募金配分金収入	4,600	5,838	1,238	
受託金収入	35,886	35,059	△827	
三浦市受託金収入	31,070	31,169	99	
神奈川県社協受託金収入	3,590	2,664	△926	
老人クラブ連合会事務事業受託金収入	1,226	1,226	0	
事業収入	1,790	1,338	△452	
参加費収入	820	618	△202	
手数料収入	30	0	△30	
報酬収入	940	720	△220	
介護保険事業収入	224,210	270,916	46,706	
居宅介護料収入	58,238	69,050	10,812	
地域密着型介護料収入	150,073	188,222	38,149	
居宅介護支援介護料収入	5,083	12,000	6,917	
介護予防・日常生活支援総合事業収入	5,966	0	△5,966	
利用者負担金収入	2,519	1,090	△1,429	
その他の事業収入	2,331	554	△1,777	
就労支援事業収入	12,903	9,010	△3,893	
お弁当等事業収入	12,603	8,708	△3,895	
委託事業収入	300	302	2	
障害福祉サービス等事業収入	73,845	90,048	16,203	
自立支援給付費収入	36,458	47,399	10,941	
障害児施設給付費収入	32,315	37,453	5,138	
利用者負担金収入	4,166	4,696	530	
その他の事業収入	906	500	△406	
受取利息配当金収入	680	680	0	
受取利息配当金収入	680	680	0	
その他の収入	1,795	2,705	910	
雑収入	1,795	2,705	910	
事業活動収入計(1)	399,512	457,598	58,086	
< 支出 >				
人件費支出	292,860	330,250	37,390	
役員報酬支出	1,200	1,200	0	
職員給料支出	165,103	178,214	13,111	
職員賞与支出	33,461	32,500	△961	
非常勤職員給与支出	58,708	80,662	21,954	
退職給付支出	1,185	0	△1,185	
法定福利費支出	33,203	37,674	4,471	

事業区分別 資金収支当初予算書
令和5年4月

法人：社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会
事業：社会福祉事業

2 / 5

(単位：千円)

勘定科目	前年度予算額	当初予算額	増減	備考
事業費支出	74,407	85,505	11,098	
給食費支出	212	390	178	
医薬品費支出	95	88	△7	
行事費支出	1,358	1,165	△193	
水道光熱費支出	6,577	7,922	1,345	
燃料費支出	860	560	△300	
消耗器具備品費支出	9,809	11,534	1,725	
保険料支出	4,364	5,487	1,123	
賃借料支出	13,717	14,308	591	
車輌費支出	6,189	10,287	4,098	
諸謝金支出	1,232	1,440	208	
旅費交通費支出	481	672	191	
印刷製本費支出	6,072	4,538	△1,534	
修繕費支出	3,104	5,092	1,988	
通信運搬費支出	2,832	3,380	548	
会議費支出	30	31	1	
広報費支出	1,146	2,364	1,218	
業務委託費支出	15,587	15,581	△6	
手数料支出	421	359	△62	
租税公課支出	101	129	28	
研修材料費支出	220	178	△42	
事務費支出	3,943	10,154	6,211	
福利厚生費支出	1,145	1,087	△58	
職員被服費支出	126	135	9	
旅費交通費支出	96	100	4	
研修研究費支出	75	757	682	
事務消耗品費支出	460	120	△340	
土地・建物賃借料支出	1,577	7,597	6,020	
涉外費支出	100	100	0	
諸会費支出	364	258	△106	
就労支援事業支出	12,628	14,613	1,985	
就労支援事業販売原価支出	12,628	14,613	1,985	
助成金支出	1,000	1,000	0	
助成金支出	1,000	1,000	0	
支払利息支出	614	560	△54	
事業活動支出計(2)	385,452	442,082	56,630	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	14,060	15,516	1,456	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等補助金収入	0	2,417	2,417	
施設整備等補助金収入	0	2,417	2,417	
施設整備等収入計(4)	0	2,417	2,417	
< 支出 >				
設備資金借入金元金償還支出	4,559	4,615	56	
その他の施設整備等による支出	0	2,417	2,417	
施設整備等支出計(5)	4,559	7,032	2,473	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△4,559	△4,615	△56	

事業区分別 資金収支当初予算書
令和5年4月

法人：社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会
事業：社会福祉事業

3 / 5

(単位：千円)

勘定科目	前年度予算額	当初予算額	増減	備考
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
事業区分間繰入金収入	6,720	6,720	0	
その他の活動収入計(7)	6,720	6,720	0	
< 支出 >				
積立資産支出	2,151	1,194	△957	
退職給付引当資産支出	2,151	1,194	△957	
事業区分間繰入金支出	4,214	2,986	△1,228	
その他の活動による支出	9,856	12,171	2,315	
退職手当積立基金預け金支出	9,856	12,171	2,315	
その他の活動支出計(8)	16,221	16,351	130	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△9,501	△9,631	△130	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	1,270	1,270	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	1,270	1,270	

事業区分別 資金収支当初予算書
令和5年4月

法人：社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会
事業：公益事業

4 / 5

(単位：千円)

勘定科目	前年度予算額	当初予算額	増減	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
その他の収入	0	15	15	
雑収入	0	15	15	
事業活動収入計(1)	0	15	15	
< 支出 >				
人件費支出	3,944	2,759	△1,185	
職員給料支出	3,221	2,724	△497	
職員賞与支出	500	0	△500	
法定福利費支出	223	35	△188	
事業費支出	270	232	△38	
行事費支出	10	10	0	
消耗器具備品費支出	50	48	△2	
諸謝金支出	0	30	30	
旅費交通費支出	10	0	△10	
印刷製本費支出	30	0	△30	
通信運搬費支出	120	120	0	
広報費支出	50	4	△46	
研修材料費支出	0	20	20	
事務費支出	0	10	10	
福利厚生費支出	0	7	7	
職員被服費支出	0	3	3	
事業活動支出計(2)	4,214	3,001	△1,213	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△4,214	△2,986	1,228	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
事業区分間繰入金収入	4,214	2,986	△1,228	
その他の活動収入計(7)	4,214	2,986	△1,228	
< 支出 >				
その他の活動支出計(8)	0	0	0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	4,214	2,986	△1,228	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

事業区分別 資金収支当初予算書
令和5年4月

法人：社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会
事業：収益事業

5 / 5

(単位：千円)

勘定科目	前年度予算額	当初予算額	増減	備考
< 事業活動による収支 >				
< 収入 >				
事業収入	6,720	6,720	0	
収益事業収入	6,720	6,720	0	
事業活動収入計(1)	6,720	6,720	0	
< 支出 >				
事業活動支出計(2)	0	0	0	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	6,720	6,720	0	
< 施設整備等による収支 >				
< 収入 >				
施設整備等収入計(4)	0	0	0	
< 支出 >				
施設整備等支出計(5)	0	0	0	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0	
< その他の活動による収支 >				
< 収入 >				
その他の活動収入計(7)	0	0	0	
< 支出 >				
事業区分間繰入金支出	6,720	6,720	0	
その他の活動支出計(8)	6,720	6,720	0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△6,720	△6,720	0	
予備費支出(10)	0	0	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	0	0	
前期末支払資金残高(12)	0	0	0	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	0	0	

資金収支予算総括表

(自)令和5年04月01日

(至)令和5年04月01日

法 人 : 社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会
 事 業 : 社会福祉事業
 抱 点 : 地域福祉推進事業

1 / 6
(単位:千円)

サービス区分	事業活動による収支			施設整備等による収支			その他の活動による収支			予備費支出(10)	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	前期末支払資金残高(12)	当期末支払資金残高(11)+(12)
	事業活動収入計(1)	事業活動支出計(2)	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	施設整備等収入計(4)	施設整備等支出計(5)	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	その他の活動収入計(7)	その他の活動支出計(8)	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)				
法人運営	42,231	54,838	△12,607	0	0	0	16,605	3,997	12,608	0	1	0	1
法人運営事業	41,550	52,553	△11,003	0	0	0	14,320	3,317	11,003	0	0	0	0
調査研究企画広報事業	0	2,285	△2,285	0	0	0	2,285	0	2,285	0	0	0	0
基金運営事業	681	0	681	0	0	0	0	680	△680	0	1	0	1
地域福祉推進事業	968	25,944	△24,976	0	4,615	△4,615	30,282	691	29,591	0	0	0	0
三浦市総合福祉センター運営事業	100	7,901	△7,801	0	4,615	△4,615	12,416	0	12,416	0	0	0	0
共生サーカスセンター暖館運営事業	100	560	△460	0	4,615	△4,615	5,075	0	5,075	0	0	0	0
安心館運営事業	0	7,341	△7,341	0	0	0	7,341	0	7,341	0	0	0	0
ボランティアセンター運営事業	785	16,632	△15,847	0	0	0	16,538	691	15,847	0	0	0	0
障害児者余暇支援事業	83	711	△628	0	0	0	628	0	628	0	0	0	0
援護事業	0	700	△700	0	0	0	700	0	700	0	0	0	0
人材養成研修事業	535	420	115	0	0	0	0	115	△115	0	0	0	0
介護職従事者等人材養成・研修センター運営	535	420	115	0	0	0	0	115	△115	0	0	0	0
共同募金配分金事業	5,838	0	5,838	0	0	0	0	5,838	△5,838	0	0	0	0
共同募金配分金事業	5,838	0	5,838	0	0	0	0	5,838	△5,838	0	0	0	0
老人クラブ連合会事務事業	1,226	0	1,226	0	0	0	0	1,226	△1,226	0	0	0	0
老人クラブ連合会事務事業	1,226	0	1,226	0	0	0	0	1,226	△1,226	0	0	0	0
老人クラブ連合会事務事業	1,226	0	1,226	0	0	0	0	1,226	△1,226	0	0	0	0
総合相談支援事業	81,607	87,588	△5,981	0	0	0	12,313	6,332	5,981	0	0	0	0
「安心館」運営	65,566	66,064	△498	0	0	0	4,950	4,452	498	0	0	0	0
地域包括支援センター運営	35,350	38,050	△2,700	0	0	0	4,950	2,250	2,700	0	0	0	0
居宅介護支援事業	30,216	28,014	2,202	0	0	0	0	2,202	△2,202	0	0	0	0
相談支援事業所	5,890	10,188	△4,298	0	0	0	4,819	521	4,298	0	0	0	0
相談支援事業「エール」	5,890	10,188	△4,298	0	0	0	4,819	521	4,298	0	0	0	0
三浦市権利擁護センター「いっしょ」運営(自立)	10,151	11,336	△1,185	0	0	0	2,544	1,359	1,185	0	0	0	0
法人後見事業	720	0	720	0	0	0	0	720	△720	0	0	0	0
日常生活自立支援事業	2,406	2,226	180	0	0	0	94	274	△180	0	0	0	0
生活福祉資金の貸付事業	916	966	△50	0	0	0	50	0	50	0	0	0	0

資金収支予算総括表

(自) 令和5年04月01日
(至) 令和5年04月01日

法 人 : 社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会
事 業 : 社会福祉事業
拠 点 : 地域福祉推進事業

2 / 6
(単位:千円)

サービス区分	事業活動による収支			施設整備等による収支			その他の活動による収支			予備費支出(10)	当期資金収支差額合計(11)= (3)+(6)+(9)-(10)	前期末支払資金残高(12)	当期末支払資金残高(11)+(12)
	事業活動収入 計(1)	事業活動支出 計(2)	事業活動資金 収支差額(3)=(1)-(2)	施設整備等収 入計(4)	施設整備等支 出計(5)	施設整備等資 金収支差額(6) (4)-(5)	その他の活動 収入計(7)	その他の活動 支出計(8)	その他の活動 資金収支差額 (9)=(7)-(8)				
生活困窮者自立支援事業	5,000	6,081	△1,081	0	0	0	1,446	365	1,081	0	0	0	0
成年後見中核機関事業	1,109	2,063	△954	0	0	0	954	0	954	0	0	0	0
合 計	132,405	168,790	△36,385	0	4,615	△4,615	59,200	18,199	41,001	0	1	0	1

資金収支予算総括表

(自) 令和5年04月01日

(至) 令和5年04月01日

法人：社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会
事業：社会福祉事業
拠点：介護保険事業

3 / 6
(単位：千円)

サービス区分	事業活動による収支			施設整備等による収支			その他の活動による収支			予備費支出(10)	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	前期末支払資金残高(12)	当期末支払資金残高(11)+(12)
	事業活動収入計(1)	事業活動支出計(2)	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	施設整備等収入計(4)	施設整備等支出計(5)	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	その他の活動収入計(7)	その他の活動支出計(8)	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)				
介護保険事業	229,711	198,153	31,558	2,417	2,417	0	346	30,635	△30,289	0	1,269	0	1,269
介護予防等デイサービス（短期集中予防デイ）	106,662	91,096	15,566	0	0	0	0	14,643	△14,643	0	923	0	923
それいけ！デイサービスセンター	44,870	36,564	8,306	0	0	0	0	8,012	△8,012	0	294	0	294
どんどん！デイサービスセンター	40,188	34,769	5,419	0	0	0	0	4,790	△4,790	0	629	0	629
フレイルサポートセンター	21,604	19,763	1,841	0	0	0	0	1,841	△1,841	0	0	0	0
小規模居宅介護支援事業所「はづらづ」事業	56,766	51,281	5,485	0	0	0	0	5,485	△5,485	0	0	0	0
小規模居宅介護支援事業所「湯ごころ」事業	13,284	13,297	△13	0	0	0	346	333	13	0	0	0	0
訪問看護併設看護小規模多機能型居宅介護事業所	52,999	42,479	10,520	2,417	2,417	0	0	10,174	△10,174	0	346	0	346
合 計	229,711	198,153	31,558	2,417	2,417	0	346	30,635	△30,289	0	1,269	0	1,269

資金収支予算総括表

(自) 令和5年04月01日

(至) 令和5年04月01日

法人：社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会
事業：社会福祉事業
拠点：障害者自立支援事業

作成日：令和5年03月18日

4 / 6
(単位：千円)

サービス区分	事業活動による収支			施設整備等による収支			その他の活動による収支			予備費支出(10)	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	前期末支払資金残高(12)	当期末支払資金残高(11)+(12)
	事業活動収入計(1)	事業活動支出計(2)	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	施設整備等収入計(4)	施設整備等支出計(5)	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	その他の活動収入計(7)	その他の活動支出計(8)	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)				
障害者就労支援事業	32,923	28,529	4,394	0	0	0	0	4,394	△4,394	0	0	0	0
就労継続支援B型事業所「どんまい」	32,923	28,529	4,394	0	0	0	0	4,394	△4,394	0	0	0	0
障害者デイサービス事業	31,040	25,438	5,602	0	0	0	0	5,602	△5,602	0	0	0	0
児童デイサービスHUGくみ	40,399	30,052	10,347	0	0	0	0	10,347	△10,347	0	0	0	0
合 計	104,362	84,019	20,343	0	0	0	0	20,343	△20,343	0	0	0	0

資金収支予算総括表

(自)令和5年04月01日

(至)令和5年04月01日

法人：社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会
 事業：公益事業
 抱点：公益事業

5 / 6
(単位：千円)

サービス区分	事業活動による収支			施設整備等による収支			その他の活動による収支			予備費支出(10)	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	前期末支払資金残高(12)	当期末支払資金残高(11)+(12)
	事業活動収入計(1)	事業活動支出計(2)	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	施設整備等収入計(4)	施設整備等支出計(5)	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	その他の活動収入計(7)	その他の活動支出計(8)	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)				
公益事業	15	3,001	△2,986	0	0	0	2,986	0	2,986	0	0	0	0
未病センター運営事業	15	2,971	△2,956	0	0	0	2,956	0	2,956	0	0	0	0
CHO構想推進事業	0	30	△30	0	0	0	30	0	30	0	0	0	0
合 計	15	3,001	△2,986	0	0	0	2,986	0	2,986	0	0	0	0

資金収支予算総括表

(自)令和5年04月01日

(至)令和5年04月01日

法人：社会福祉法人 三浦市社会福祉協議会
 事業：収益事業
 抱点：収益事業

6 / 6
(単位：千円)

サービス区分	事業活動による収支			施設整備等による収支			その他の活動による収支			予備費支出(10)	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	前期末支払資金残高(12)	当期末支払資金残高(11)+(12)
	事業活動収入計(1)	事業活動支出計(2)	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	施設整備等収入計(4)	施設整備等支出計(5)	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	その他の活動収入計(7)	その他の活動支出計(8)	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)				
三浦市総合福祉センター貸館事業	6,720	0	6,720	0	0	0	0	0	6,720	△6,720	0	0	0
安心館貸館事業	6,720	0	6,720	0	0	0	0	0	6,720	△6,720	0	0	0
合 計	6,720	0	6,720	0	0	0	0	0	6,720	△6,720	0	0	0